

労働安全衛生ニュース No.1 (2019年3月18日号)

発行:フード連合(労働局)

施行直前！改正労働安全衛生法への対応を最終チェックしよう！

2018年6月に成立した「働き方改革関連法」は8つの法改正が行われるものであり、「時間外労働の上限規制」や「同一労働同一賃金」に社会的な注目が集まりがちですが、その他にも労働者にとって重要な法改正が含まれています。

「労働安全衛生法」の改正もその一つであり、「産業医・保健機能の強化」や「労働時間の客観的な把握の義務化」など多岐にわたる内容が2019年4月1日より適用されることとなります。法令を遵守するとともに組合員の安全と健康を守る観点から、法改正内容と対応を最終チェックしていきましょう！

■平成31年4月1日施行・改正「労働安全衛生法」のチェックポイント

Check ①

「労働時間の客観的な把握」は出来ていますか？

- ・管理監督者を含むすべての労働者を対象に客観的な勤怠管理が義務化
- ・産業医へ健康管理に必要な労働時間等の情報を提供

Check ②

「長時間労働者への面接指導」の基準変更は周知されていますか？

- ・労働者の申し出による面接指導が、これまでの月100時間から月80時間に引き下げ

Check ③

「産業医の機能・権限強化」を踏まえた安全管理体制が整備されていますか？

- ・産業医は、健康管理等を行うために必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその実務を実行
- ・事業者は、労働者が安心して産業医に健康相談できる環境整備をすることが努力義務化

※①～③の各チェックポイントの詳細については、今後発信する「労働安全衛生ニュースNo. 2～4（予定）」で順次お知らせしていきます。